

Q 31 創意工夫を凝らした主体的な学校づくりを進めるためには、校長がリーダーシップを発揮する必要があると思いますが、どのような取組を進めているのでしょうか？

A 学校を運営する仕組みについて様々な改善を行い、校長が今まで以上にリーダーシップを発揮できる環境づくりを進めています。

平成10年9月の中央教育審議会答申「今後の地方教育行政の在り方について」では、今後の教育のゆくえは、各学校がいかに関それぞれの地域や子どもの実情に応じて、校長のリーダーシップの下に各学校の判断によって創意工夫を凝らした教育活動を行うことができるかにかかっているとしています。

このため、学校を運営する仕組みについて、次のような改善方策を提言しています。

教育委員会と学校の関係の見直しと学校の決定権の拡大

教育委員会は、学校の管理運営に関する事務をすべて直接行っているわけではなく、「学校管理規則」という規則を定めて、学校の判断により処理する事務と教育委員会の判断により処理する事務とを区別し、具体的、日常的な学校運営は校長にゆだねるとい仕組みがとられています。これにより、学校が自分の判断と責任で創意工夫を凝らした教育活動を行うことができるようにするとともに、最終的には教育委員会が学校の管理運営の責任を負うという仕組みとなっています。

しかし、この「学校管理規則」の現状を見てみると、教育委員会と学校との関係がすべて書かれているわけではなく、多くの事項が別の法律や通知等で定められていて学校管理規則に盛り込まれていなかったり、細かい事項についてまで教育委員会の許可、承認などが必要とされていたりしています。また、内容が全国的に画一的で、各学校や地域の実態に必ずしも合っていないのも実情です。

このため、学校で行うことは、なるべく学校の判断で決められるよう、学校に対する教育委員会の許可、承認、届出事項を減ら

して、必要なもののみにしていく方向で学校管理規則を見直していくことや、地域や学校の特性等に応じた学校管理規則を定めることができるようにしていくことなどが重要です。

校長・教頭の選考・人事の在り方の見直し

学校が個性豊かな特色ある教育を行っていくためには、学校のリーダーであり学校運営の責任を有する校長やそれをサポートする教頭に、適任者を得ていくことが大切です。

このため、校長や教頭になることができる資格を緩やかにして、幅広い分野から校長・教頭にふさわしい人材を確保できるようにすることや、単にある年齢に達したから校長や教頭になることができるというのではなく、本当に優秀な人が校長や教頭になっていくようにしていくことが求められています。また、校長の1校当たりの在職期間を今より長くすることにより、校長が自分の教育理念を実現しやすくするような環境を作っていくことも必要です。

今後、これらの提言を踏まえ、各教育委員会における積極的な取組が求められており、文部省としても、そうした改革を支援していくこととしています。